

松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会の傍聴に関する要領

(総則)

- 1 松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付で氏名及び住所等を記載すること。

(傍聴許可)

- 2 委員長は、前項の傍聴の申出をした者に傍聴を許可するものとする。

なお、会議の傍聴人は5人までとし、傍聴人がそれを超えた場合は先着により決定する。ただし、委員長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(傍聴することができない者)

- 3 次に該当する者は、会議の会場に入ることができない。

- (1) 危険のおそれのある物品等を携帯している者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) 異様な服装をしている者。
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者。

(遵守事項)

- 4 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を遵守し、係員の指示に従うものとする。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (3) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと(病気その他の理由により委員長の許可を得たときを除く。)。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れる等不体裁な行為をしないこと。
- (6) 写真撮影、録画、録音等を委員長の許可を得ないで行なわないこと。
- (7) 会議の席上貸与する資料は、退席時に全て返却すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会議の維持等)

5 委員長は、傍聴人が前項に違反した場合、又は会議の運営上必要があると認める場合は、傍聴人に対し静止及び退席をさせる等の必要な措置をとることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年11月25日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、事業者が選定される日、その効力を失う。